

石巻市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年3月29日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 教育委員会  
(事務局並びに本庁管内における教育機関及び附属機関等)  
教育総務課、学校教育課、学校安全推進課、学校管理課、  
生涯学習課、各公民館、図書館、各幼稚園、各小・中学校、  
高等学校、
- 2 監査期間 令和5年1月13日から令和5年3月29日まで
- 3 監査対象範囲 前回監査終了時から令和4年11月までの一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。  
なお、軽微な誤り等については、別途指導及び注意しました。

# 指 摘 事 項

1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
学校教育課 (特別支援教育共同実習所)	団体管理事務 (令和3年度)	<p>石巻管内特別支援学級後援団体連絡協議会における事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。</p> <p>ア 支払日(領収日付)以降に預金から払出した例があり、立替払と認められる。</p> <p>(ア) 会議費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 連協役員会におけるお茶代として</li> <li>・金額 861円</li> <li>・支出伺 令和3年10月27日</li> <li>・支払日 令和3年10月26日 (領収書日付)</li> <li>・預金払出日 令和3年11月4日</li> </ul> <p>(イ) 会議費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 連協役員会におけるお茶代として</li> <li>・金額 861円</li> <li>・支出伺 令和4年3月16日</li> <li>・支払日 令和4年3月15日 (領収書日付)</li> <li>・預金払出日 令和4年3月16日</li> </ul> <p>イ 上記(ア)(イ)の購入時に職員個人のカードにポイントが付与されていた。これは、職員が準公金を取り扱うことで私的な利益を得たことになる。石巻市職員倫理規定第3条第4号では、「職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。」と規定されており、本事案は不適切である。</p> <p>監督者は所属職員の公務員倫理意識の向上と法令遵守を図るとともに、公金及び準公金の取扱上</p>

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<p>の任務と責任について周知徹底を図るなど、再発防止策を講じること。</p> <p>(ア) 会議費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年10月26日(領収書日付)</li> <li>・付与されたポイント 3ポイント</li> </ul> <p>(イ) 会議費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年3月15日(領収書日付)</li> <li>・付与されたポイント 30ポイント</li> </ul>
中央公民館	団体管理事務 (令和3年度)	<p>高齢者教室「石巻つくも大学」における事務において、立替払による支出が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。</p> <p>ア 学習会費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 つくも大学 1月学習会講師用茶菓代</li> <li>・金額 1,241円</li> <li>・支出伺 令和4年1月13日</li> <li>・支払日 令和4年1月12日 (領収書日付)</li> <li>・預金払出日 令和4年1月13日</li> </ul> <p>イ 会議費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 令和3年度第4回運営委員会 お茶代</li> <li>・金額 4,010円</li> <li>・支出伺 令和4年3月4日</li> <li>・支払日 令和4年2月26日 (菓子950円 領収書日付) 令和4年3月3日 (饅頭1,500円 領収書日付) 令和4年3月4日 (お茶1,560円 自販機購入)</li> <li>・預金払出日 令和4年3月3日</li> </ul>
蛇田公民館	団体管理事務 (令和3年度)	<p>くらしの教室「明笑大学」における事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。</p> <p>ア 支払日(領収日付)以降に預金から払出した例があり、立替払と認められる。</p>

対象部課	不正事項	
	項目	内容
		<p>(ア) 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 皆勤賞記念品代として</li> <li>・金額 20,999 円</li> <li>・支出伺 令和4年2月28日</li> <li>・支払日 令和4年2月25日 (領収書日付)</li> <li>・預金払出日 令和4年2月28日</li> </ul> <p>(イ) 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 事務用品代 (封筒、ポリ袋等)</li> <li>・金額 1,159 円</li> <li>・支出伺 令和4年2月28日</li> <li>・支払日 令和4年2月26日 (領収書日付)</li> <li>・預金払出日 令和4年2月28日</li> </ul> <p>イ 次の用品購入時に、団体預金から払出した現金ではなく、職員個人のカードで購入し、ポイントが付与されていた。これは単に立替払をただけではなく、職員が準公金を取り扱うことで私的な利益を得たことになる。石巻市職員倫理規定第3条第4号では、「職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。」と規定されており、本事案は不適切である。</p> <p>監督者は所属職員の公務員倫理意識の向上と法令遵守を図るとともに、公金及び準公金の取扱上の任務と責任について周知徹底を図るなど、再発防止策を講じること。</p> <p>(ア) 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 第4回運営委員会用 お茶代として</li> <li>・金額 1,022 円</li> <li>・支出伺 令和4年3月17日</li> <li>・支払日 令和4年3月17日</li> </ul>

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
		(領収書日付) (※職員個人のカードで支払) ・預金払出日 令和4年3月17日 ・付与されたポイント 4ポイント
山下中学校	基本的事項 (令和4年度)	郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認する等適正に管理すること。 ・郵便発送簿の残高 50,700円 (最終記載日 R5.2.2) ・郵便切手の残高 50,822円 (確認日 R5.2.7) ・差額 122円 (現物過多)